

固定資産税のお知らせ

耐震改修などの工事を行った住宅の固定資産税が軽減されます

耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修の工事を行った住宅のうち、一定の要件にあてはまる住宅の固定資産税が軽減されます。お申し込みは、総務部資産税課窓口にて申告書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して、工事完了後3カ月以内に申請してください。

豊科総合支所内総務部資産税課家屋係
(TEL)72・3111 (FAX)72・8340

①耐震改修工事

- 耐震改修工事を行った住宅の固定資産税を、一定期間2分の1に減額します。
- 軽減される要件
 - ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
 - ・現行の耐震基準に適合する耐震改修工事であること

改修の完了時期	減額期間
平成18年1月1日～21年12月31日	改修した年の翌年から3年間
平成22年1月1日～24年12月31日	改修した年の翌年から2年間
平成25年1月1日～27年12月31日	改修した年の翌年から1年間

・工事費用が30万円以上であること

改修時期と軽減期間

平成22年3月31日までにバリアフリー改修工事を行った住宅について、翌年度の固定資産税の3分の1を減額します。

■軽減される要件

- ・次のいずれかの改修工事
 - ▽廊下の拡幅▽階段の傾き緩和▽浴室・トイレの改良▽手すりの設置▽屋内の段差解消▽引き戸など扉の取り換え▽床材の滑り止め処置
 - ・自己負担額30万円以上の工事
 - ・次のいずれかの人が居住
 - ▽65歳以上の人▽要介護認定または要支援認定を受けている人▽障害のある人

※減額対象の床面積は1戸当たり100㎡まで

②バリアフリー改修工事

平成20年4月1日から平成22年3月31日までに省エネ改修工事を行った住宅について、翌年度の固定資産税の3分の1を減額します。

■軽減される要件

- ・平成20年1月1日以前から所在する住宅
- ・窓の断熱改修工事(窓の2重サッシ化など)にあわせて次のいずれかの工事を行っていること
- ▽床の断熱改修工事▽天井の断熱改修工事▽壁の断熱改修工事
- ・現行の省エネ基準に適合する工事であること
- ・工事費用が30万円以上であること

※減額対象となる床面積は1戸当たり120㎡まで

③省エネ改修工事

提出書類

- ・現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する(地方公共団体・建築士・指定住宅性能評価機関または指定確認検査機関が証明したもの)
- ・工事図面など、工事の内容がわかる書類の写し
- ・領収書など、工事の費用に要した費用を示す書類の写し
- ・領収書など、耐震改修工事に要した費用を示す書類の写し
- ・介護保険の被保険者証、身体障害者手帳の写しなど

提出書類

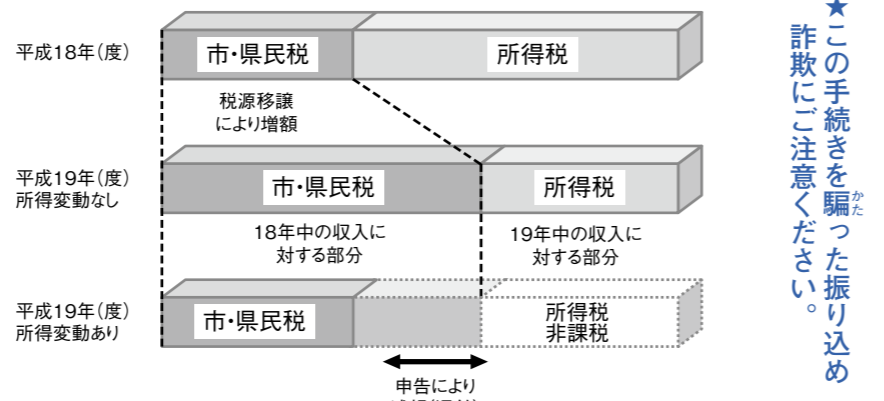
- ・熱損失防止改修工事証明書(建築士・指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関などが証明したもの)
- ・領収書など、工事に要した費用を示す書類の写し

市・県民税のお知らせ

平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった人へ

税源移譲により増加となった平成19年度の市・県民税は、平成19年分の所得税が減額となることで調整されます。しかし、平成19年中の収入が、退職・休職・休業・廃業などで減少したことにより所得税が課税されない場合、市・県民税だけ増額となってしまいます。

この場合、平成19年1月1日現在お住まいだった市区町村へ申告することで、平成19年度の市・県民税を税源移譲前の税率で計算し、減額する経過措置があります。なお、すでに納付済みの場合は還付になります。



■申告期間 7月1日(火)～31日(木)

■提出先 平成19年1月1日に居住していた市区町村へ「減額申告書」を提出してください。安曇野市では該当と思われる人に対して申告書を送付しますので、各総合支所税務会計係窓口にて提出するか、豊

科総合支所内市民税課まで郵送ください。

※申告書は各総合支所税務会計係窓口か、市のホームページ(サイト内検索「所得変動」)でも取得できます。

豊科総合支所内総務部市民税課
(TEL)72・3111 (FAX)72・8340

松本広域消防局 応急手当普及員養成講習会

- 日時 7月11日(金)～13日(日)までの3日間
- 午前9時～午後5時
- 1日8時間 合計24時間
- ※普及員認定には3日間すべての受講が必要です
- 場所 豊科消防署2階研修室
- 募集定員 30人
- 講習内容 普通救命講習などの指導者養成講習コース
- ※所属する事業所などの従業員等に普通救命講習の指導ができません。(認定証交付)
- 受講費用 3,360円(テキスト代)
- 申し込み 申込用紙は、松本広域消防局ホームページ <http://www.m.kouiki19.jp/> からダウンロードできます。
- 必要事項を記入のうえ、最寄りの消防署へ申し込みください。

豊科消防署 (TEL)72・3145
穂高消防署 (TEL)82・3262

7月1日から 市道の路線名称が変更

旧町村ごとに整備されていた道路台帳の統合により、市道の路線名称(番号)が7月1日より変更となります。新路線名は統一ルールにより、既存の番号を一部含むよう変更し、地名を冠した路線名は、統一性を考慮し番号による路線名に変更となりました。各種申請の際はご注意ください。「道路台帳統合に伴う認定路線番号・名称統一一覧表」「認定路線番号新旧対照表」は市のホームページでご覧いただけます。「新道路台帳図」は、都市建設部監理課管理係または各総合支所産業建設課地域整備係で閲覧できます。

豊科総合支所内都市建設部 監理課管理係
(TEL)72・3111 (FAX)72・8340

